

研究成果公表に関する規則

1. 目的

この規則は、研究成果公表において研究活動倫理指針の実効性を確保するために定めるものである。

2. 適用範囲

研究成果公表とは、論文投稿、研究発表、事例発表、およびシンポジウムや研究討論会等で研究データを提示することとする。

3. 手続き

(1) 研究倫理に関するチェックリストの提出

本学会員は、本会で研究成果を公表する場合は当該研究の公表内容（「論文」、「発表論文集掲載用原稿」、「当日配布資料」等）とチェックリスト（別紙）を事務局に提出しなければならない。

(2) 研究倫理審査

投稿論文は当学会誌編集委員会、研究発表等については大会実行委員長を含む研究発表倫理審査委員会で倫理審査を実施し、その適・不適を決定する。

(3) 発表の諾否

論文投稿者および発表申込者からそれぞれ提出された公表内容に学会誌編集委員会および研究発表倫理審査委員会が研究倫理上の疑義を認めた場合は修正を求めることができる。但し、修正出来ない内容に該当する場合は、論文投稿あるいは発表申込を受理しない場合がある。

以上